

平成 29(2017)年度スポーツ庁委託事業  
『スポーツ界のコンプライアンス強化事業における  
コンプライアンスに関する現況評価』  
事業成果報告書

平成 30 (2018) 年 3 月 31 日

一般社団法人 スポーツ・コンプライアンス教育振興機構

平成 29(2017)年度スポーツ庁委託事業  
「スポーツ界のコンプライアンス強化事業におけるコンプライアンスに関する現況評価」

事業成果報告書

平成 30 (2018) 年 3 月 31 日  
一般社団法人 スポーツ・コンプライアンス教育振興機構

I. 事業名 スポーツ界のコンプライアンス強化事業における現況評価

II. 事業の内容

1. 事業の趣旨・目的

【事業の目的】

我が国のスポーツ界におけるコンプライアンス違反の現況を総合的に把握・評価し、スポーツ団体において不適切な事案が発生した場合の対応手順モデルを作成・普及させる。

【事業の背景】

リオデジャネイロ五輪・パラリンピック (2016) 及び平昌五輪・パラリンピックでは、各競技種目の選手らが大いに活躍し、スポーツの素晴らしさと価値について、また、その社会的影響の大きさを改めて深く認識させられた。平成 32 (2020) 年には、56 年ぶり二度目の東京五輪・パラリンピックが開催される。その日に向けて、選手強化、施設整備、運営体制の形成、ボランティアの育成等、関係者により様々な準備の取り組みが着実に行われている。

スポーツは、一定のルールの下にフェアプレイ精神に則って行われ、選手らが勝利と成功に向かってひたむきに精進・努力するからこそ、社会的・教育的価値がある。そして、結果が出れば、お互いの健闘ぶりを讃え合うフェアプレイ精神と高潔な姿勢がある故に、人々はスポーツに魅了され拍手を送るのである。

しかしながら、近年、スポーツ選手・競技団体に関わる不祥事・社会的事件が頻発しており、スポーツそのものの価値が損なわれ、スポーツ界への信頼が揺らぎ、2020 年東京五輪・パラリンピックへの期待と希望が損なわれかねないような状況が現実的に発生している。このような状況の背景として、競技団体におけるガバナンス (組織統治) とコンプライアンス体制の不備・不足が指摘されてきている。

【事業の課題】

現在、誠に遺憾ながら、日本のスポーツ界では、各競技種目において違法行為や一般社会のコンプライアンス違反とされるような事案が連続して発生しており、ルール/規則を守る、フェアプレイ精神を守る、高潔性 (Integrity) を守る、そしてスポーツそのものを守ることが困難になっていると言わざるを得ない。IOC (国際オリンピック委員会) の提示した「オリンピック・アジェンダ 2020 オリンピッ

ク・ムーブメントの未来を形作る 20+20 の提言」には、「31. コンプライアンスを確保する」が明確に示されており、「コンプライアンス・オフィサー」の役職名が記載されている。日本のスポーツ界として、この提言に即して現状を打開し、「クリーンなスポーツ」を世界に発信するために、具体的対策を講ずることは、喫緊の課題である。

「予防に勝る治療はない」とされるように、今こそ、教育という手段と方法により、スポーツ界のコンプライアンスを徹底し、社会的事件・不祥事の発生を予防しなければならない。一人ひとりの選手、競技役員、コーチ、指導者、競技団体、利害関係者（ステークホルダー）が、社会規範と法律を遵守し、スポーツの価値をさらに高めるため、その教育体制を構築し、更生プログラムの立案も念頭に置きつつ、競技団体のガバナンスの一層の充実・強化を図ることが求められている。

#### 【事業の目標】

- ①コンプライアンス違反の類型を分類し、類型ごとに調査対象を抽出する。
- ②コンプライアンス違反に関する具体的な事案と処分例を調査する。
- ③教育研修の体制・内容・課題について調査する。
- ④スポーツ団体において不適切な事案が発生した場合の「対応手順モデル」を作成・普及させる。

## 2. 事業の実施方法と体制

#### 【実施方法】

##### (1) スポーツ・コンプライアンス違反事例について

過去の報道資料、先行調査研究事例、資料等より各競技種目におけるコンプライアンス違反事例を収集・整理・分析し、次の項目により分類した。

- ① ドーピング・薬物
- ② 暴力、ハラスメント関連
- ③ 差別
- ④ 規則（マナー）違反
- ⑤ 賭博
- ⑥ 事故
- ⑦ 窃盗などの不正行為

各事例について、発生年月日、不祥事に関与した当事者（団体）：競技種目、団体・組織 / プロ・アマチュア / 選手・指導者・その他、対象者、結果等について整理して記録した。また、スポーツの意義と価値を伝えるのに資する良い選手のエピソード、事例も収集・整理した。

##### (2) スポーツ競技団体のガバナンス体制・コンプライアンス体制について

スポーツ競技団体・組織（10 団体：表 1）に対して、直接ヒアリングして、団体・組織のガバナンス体制、コンプライアンス体制について調査分析した。【再委託事業：有人宇宙システム㈱／JAMS S】

表1 ヒアリングを行った10団体

No.	団体名
1	日本水泳連盟 (JASF)
2	日本プロサッカーリーグ (Jリーグ)
3	ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ (Bリーグ)
4	日本ラグビーフットボール協会 (JRFU)
5	全日本スキー連盟 (SAJ)
6	日本陸上競技連盟 (JAAF)
7	日本スケート連盟 (JSF)
8	日本バスケットボール協会 (JBA)
9	日本高等学校野球連盟
10	日本サッカー協会

調査項目については、平成26(2014)年度文部科学省委託事業「中央競技団体のガバナンスの確立、強化に関する調査研究—NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン～NFのガバナンス強化に向けて～(スポーツ団体のガバナンスに関する協力者会議、平成27年3月3日)に示された「NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン」の大分類8項目、小分類23項目を中核とすると共に、調査作業の合理化、効率化を図るために、新たに質問項目を加えた。

また、参考調査項目として一般企業の内部監査で通常調査項目に組み入れられている内容を大項目2ヶ(個人情報の取り扱いについて、情報セキュリティについて)、ヒアリング時にさらに必要と判断された大項目1ヶ(反社会勢力に関する項目)を追加した(表2)。

表2 ヒアリングの調査項目

"NF組織運営におけるフェアプレーガイドライン ～NFのガバナンス強化に向けて～ 【1～8】

1. NF運営全般に関するフェアプレーガイドライン	
(1) 基本計画の策定	
□a	スポーツの普及、競技力の向上、マーケティング戦略等の各業務分野に関し、NF運営の基本計画(長期、短期双方を含む)が明確に策定されていること
Q1:	年次基本計画書が作成されているか
Q2:	中長期計画書が作成されているか
Q3:	計画書は定期的に見直しがされ、必要に応じて更新されているか
□b	NF運営の基本計画、その実施、評価、改善のプロセス(PDCAサイクル)に基づく取組がなされていること
Q1:	計画書は制定されているか

Q2 : PDCA は、どの程度の頻度でサイクルを回しているか

Q3 : モニタリングは行っているか

c NF 運営の基本計画及びその実施状況について、NF のウェブサイト等で公開されていること

Q1 : 計画と実施状況をウェブサイトに掲載しているか

## (2) 法令遵守

a NF 運営に当たって、NF 及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること

Q1 : 法令遵守に係る規程は作成されているか

Q2 : 法令遵守に関する基本方針が、組織の最高責任者より示され、周知されているか

Q3 : コンプライアンスに関する委員会等を設置しているか

Q4 : コンプライアンスに関する責任者を任命しているか

Q5 : 特に守るべき法令を選定しているか

Q6 : 特に守るべき法令について違反を起こすリスク分析が行われているか

## (3) 人材育成・確保

a 後進の育成と新規人材の採用を計画的に行っていること

Q1 : 人材育成計画が策定されているか

Q2 : 教育等スキルアップの機会を作っているか

## (4) 多様な資金源の確保

a NF 財務の健全性を確保するため、多様な資金源を確保するよう努めていること

## 2. NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン

### (1) 会議体の権限分配

a 会議体の権限事項、社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の権限分配が明確に規定され、それぞれ実施されていること

Q1 : 意思決定のための会議体が開催されているか

### (2) 会議体の構成の適正

a 広くステークホルダー(利害関係者)の意見を反映するよう、会議体の構成員分布が配慮され、選出されていること(多様性)

b 会議体の構成員に、会社役員、弁護士、会計士や学識経験者等、外部の有識者が選出されていること

c 会議体の構成員等の任用基準、選任手続が明確かつ透明な規程になっており、当該規程に従い任用が実施されていること

Q1 : 構成員の選任、退任に関する規定は制定されているか

Q2 : 構成員の選任、退任は公正にルールに基づいて決定されているか

<input type="checkbox"/> d	理事等の任期制限等に関する規程が設けられ、当該規程に従い実施されていること
Q1 :	会議体のルールを明確化した規定が存在するか
Q2 :	議事録は作成しているか

## (3) 会議体の手続きの適正

<input type="checkbox"/> a	社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の会議体の運営手続が法令、定款、細則等の規程に定められ、当該規程に従って行われていること
Q1 :	会議体の規程を制定し、規定通りに運営しているか
<input type="checkbox"/> b	理事が NF の運営状況を把握できるよう、最低 3 か月に 1 回程度理事会が開かれていること
<input type="checkbox"/> c	理事と NF との間の利益相反を規制する規程が定められており、当該規程に従い実践されていること
<input type="checkbox"/> d	会議体の決議に関する議事録が作成され、NF のウェブサイト等で公開されていること

## (4) 会議体における監督

<input type="checkbox"/> a	代表者、専務理事、事務局長等による NF 運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること
----------------------------	--

## 3. NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン

## (1) 運営権限と責任の明確化

<input type="checkbox"/> a	具体的業務運営に当たって、事務局における部署、担当者の権限と責任、決裁手続が明確になっていること
Q1 :	事務局の部署ごとの職務分掌規定が制定されているか
Q2 :	権限規定は制定され、決済手続は明確になっているか

## (2) 運営ルールの整備

<input type="checkbox"/> a	NF 業務の運営に関する規程を作成し、当該規程に基づき実践されていること
Q1 :	運営に関する規定が制定されているか
Q2 :	規定通り運営されていることをモニタリングしているか
<input type="checkbox"/> b	理事、事務局長等の経済的利益の透明性を確保する規程が設けられ、当該規程に従って運用されていること
<input type="checkbox"/> c	重要な契約について、不正な利益供与等が起きないように、入札契約等の規程が設けられ、当該規程に基づき実施されていること
<input type="checkbox"/> d	具体的業務運営に当たって、法律、税務、会計等の専門家のサポートを積極的に受けて実施されていること

## (3) 具体的業務運営の監督

<input type="checkbox"/> a	監事により各事業年度の計算書類等の会計監査、具体的業務運営の妥当性に関する業務監査が行われ、監査報告書が作成されていること
<input type="checkbox"/> b	専門家、有識者による内部監査、監事の独立性等、監査の実効性を確保する措置が講じられていること

## 4. NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン

## (1) 適正処理、公正な会計原理の実施

<input type="checkbox"/> a	NF の財務、経理の処理を適正に行い、公正な会計原則に則っていること
Q1 :	経理のルールを定めた経理規程が制定されているか
Q2 :	公正な会計原則に則っているか
<input type="checkbox"/> b	職業的専門家による会計監査が行われ、会計監査報告書が作成されていること
Q1 :	予算は承認を得ているか
<input type="checkbox"/> c	国庫補助金等の利用に関し、適正使用ガイドラインを遵守すること

## (2) 財務計画の実施

<input type="checkbox"/> a	財務計画及び手続き(長期、短期両方を含む)が実施されていること
Q1 :	年次の予算策定が行われているか
Q2 :	中長期予算を策定しているか
<input type="checkbox"/> b	財務に係る書類等の報告、承認手続きが実施され、NF のウェブサイト等で公開されていること
Q1 :	予算は承認を得ているか

## 5. NF の懲罰、紛争解決に関するフェアプレーガイドライン

## (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築

<input type="checkbox"/> a	NF の懲罰制度、紛争解決制度(不服申立制度を含む)が規定され、規定に従って実施されていること
Q1 :	懲罰を適用するための明確なルールがあり、規程に記載されているか
<input type="checkbox"/> b	懲罰機関や紛争解決機関が、独立・中立であり、専門性を有すること
Q1 :	懲罰委員会などが設置され、公正に運用しているか
<input type="checkbox"/> c	懲罰手続や紛争解決手続が、当事者に十分な手続保障がなされ、迅速性が担保されていること
<input type="checkbox"/> d	懲罰手続、紛争解決制度の規定整備、実施に当たって、法律の専門家からサポートを受けていること
<input type="checkbox"/> e	NF における全ての懲罰や紛争について、第一審手続、不服申立手続のどちらかで、日本スポーツ仲裁機構を利用できるよう、自動応諾条項等を定めていること
<input type="checkbox"/> f	NF の懲罰制度や紛争解決制度に関する規程が NF のウェブサイト等で公開されていること

## 6. NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン

## (1) ウェブサイト等による情報提供

<input type="checkbox"/> a	NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等をウェブサイト等で公開していること
<input type="checkbox"/> b	NF 運営規定(適切なレベルの表現に見直しを含む。)が、ウェブサイト等で公開されていること
<input type="checkbox"/> c	その他 NF 運営に関する報告書、競技会情報等が、ウェブサイト等で公開されていること

## (2) 広報戦略の策定その他

<input type="checkbox"/> a	広報担当者を設置し、また広報戦略に基づく広報を行っていること
<input type="checkbox"/> b	NF 運営に関する苦情窓口を設置し、誠実に対応すること

## 7. NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン

### (1) アンチドーピング活動への取組

<input type="checkbox"/> a	日本ドーピング防止規程(JADA コード)又は世界ドーピング防止規程(WADA コード)に準じる規程を定め、アンチ・ドーピング宣言等、アンチ・ドーピング活動を自ら実践していること
----------------------------	---

### (2) スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の防止

<input type="checkbox"/> a	スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為を防止することを明記した倫理規程、防止宣言を定め、必要な施策を講じていること
----------------------------	--

### (3) 差別の禁止

<input type="checkbox"/> a	不合理な差別を禁止することを明記した倫理規程、差別禁止宣言を定め、必要な施策を講じていること
Q1 :	差別禁止に関する方針を示しているか
Q2 :	意識の向上を図るため教育等を行っているか
Q3 :	差別を行ったときの罰則に関するルールは存在するか

### (4) 暴力の根絶、セクハラ、パワハラの禁止

<input type="checkbox"/> a	アスリートの基本的人権を尊重し、暴力を根絶して、セクハラ、パワハラを禁止することを明記した倫理規程、暴力根絶宣言を定め、必要な施策を講じていること
Q1 :	ハラスメント防止に関する方針を示しているか
Q2 :	理解、意識の向上を図るため教育等を行っているか
Q3 :	ハラスメントを行ったときの罰則に関するルールは存在するか
Q4 :	ハラスメント相談窓口や通報制度は設置されているか
<input type="checkbox"/> b	アスリートファースト、当該スポーツの将来を担う人材育成の視点を重視した指導者育成制度を構築していること

### (5) 安全性の確保

<input type="checkbox"/> a	スポーツの安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること
----------------------------	--

## 8. NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン

### (1) 危機管理体制の構築

<input type="checkbox"/> a	NF における危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施されていること
Q1 :	危機管理に関するマニュアルを制定しているか

### (2) 不祥事時発生時の対応

<input type="checkbox"/> a	不祥事が発生した場合の、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策について、外部の有識者を含めた対応が可能になっていること
Q1 :	有事の際、調査、原因究明、対応、再発防止等が迅速確実に行われるための体制はあるか



Q2： 危機対策本部は設置されているか

b 不祥事対応について、適切な時期に情報公開を行っていること

c 不祥事発生後、遅滞なく再発防止策の達成状況を検討し、適切な時期に対外的に情報公開を行っていること

## [参考調査項目]

### A 個人情報の取扱いについて

#### (1) 個人情報の取扱いについて基本方針

a NF において個人情報の取扱いについて基本方針が制定され、関係者に対して周知されているか。

Q1： 個人情報の取扱いについて基本方針が制定されているか

Q2： 制定された基本方針が HP 等により関係者に周知されているか

b NF において個人情報の取扱いについて内部体制が制定されているか

Q1： 個人情報の取扱い管理責任者が定められているか

Q2： 管理責任者は個人情報の取扱いについて十分知識を有しているか

#### (2) 緊急事態への準備

a NF において個人情報の流失などの緊急事態が発生した時の対策が定められているか。

Q1： 緊急事態が発生した時の対策体制は定めているか

Q2： 緊急事態が発生した時の対応マニュアルは作成しているか

#### (3) 個人情報の取扱いは適切に行われているか

a NF において個人情報の取得から廃棄まで適切に行われているか。

Q1： 個人情報の取扱いについて対応マニュアルは作成しているか

Q2： 取得する個人情報の利用目的を関係者に周知しているか

Q3： 取得した個人情報の利用、廃棄について適切に行われているか

Q4： 取得した個人情報の保管場所や保管期間が適切か

#### (4) 個人情報の取扱いについて関係者への教育

a NF において個人情報の取扱いについて関係者の教育を行っているか

Q1： 内部職員等へ個人情報の取扱いの重要性や適切な取り扱いについて教育は行っているか

Q2： 加盟している選手やコーチ等へ個人情報の適切な取り扱いについて教育は行っているか

## (5)個人情報の委託先の監督

<input type="checkbox"/>	NF において個人情報の外部委託が適切に行われているか
a	
Q1:	委託先の選定は適切に行われているか
Q2:	委託先との委託契約は適切に行われているか
Q3:	委託先の評価を定期的に行っているか

**B 情報セキュリティについて**

## (1) 情報セキュリティについて基本方針

<input type="checkbox"/>	NF において情報セキュリティについて基本方針が制定され、関係者に対して周知されているか。
a	
Q1:	内部機密情報や外部から取得した機密情報の取扱いについて基本方針が制定されているか
Q2:	制定された基本方針が HP 等により関係者に周知されているか
<input type="checkbox"/>	NF において情報セキュリティについて内部体制が制定されているか
b	
Q1:	情報セキュリティ管理責任者が定められているか
Q2:	管理責任者は情報セキュリティについて十分知識を有しているか

## (2)機密情報の取扱いは適切に行われているか

<input type="checkbox"/>	NF において機密情報の取扱いが適切に行われているか。
a	
Q1:	機密情報の取扱いについて対応マニュアルは作成しているか
Q2:	機密情報の保管場所や保管期間が適切か

## (3)情報セキュリティについて関係者への教育

<input type="checkbox"/>	NF において情報セキュリティについて関係者の教育を行っているか
a	
Q1:	内部職員等へ情報セキュリティについての重要性や適切な取り扱いについて教育は行っているか

## (4)機密情報の委託先の監督

<input type="checkbox"/>	NF において機密情報の外部委託が適切に行われているか
a	
Q1:	委託先の選定は適切に行われているか
Q2:	委託先との委託契約は適切に行われているか
Q3:	委託先の評価を定期的に行っているか

## (5)安全対策について

<input type="checkbox"/>	NF において情報セキュリティについて安全対策が適切に行われているか
a	
Q1:	安全対策について対応マニュアルを作成しているか

Q2： 施設の入退室管理が適切に行われているか

Q3： 施設内で使用するネットワーク、サーバ、PCなどの機器管理が適切に行われているか

Q4： 機密情報を取扱うITシステムは適切に管理・運用されているか

Q5： 利用者に付与したアカウント・パスワードの管理・運用は適切に行われているか

(6)個人情報の取り扱い、情報セキュリティ

秘情報、個人情報などの重要な書類の管理について

a

Q1： 鍵のついたロッカー等に管理しているか。

Q2： 鍵の保管場所は、第三者には知られないようにしているか。

秘情報、個人情報などの重要な書類の送受信について

b

Q1： パスワード付のメールで送受信しているか。

Q2： 添付資料のメールと、パスワードのメールは別になっているか。

USBメモリ等の可搬型の記憶媒体の取り扱いについて

c

Q1： USBメモリにパスワードが設定され、第三者が拾得しても、情報が漏れない対策をしているか。

業務上、関係のないサイトの閲覧の禁止について、周知が行われているか。

d

C その他

(1) 反社会的勢力の排除

NFにおいて反社会的勢力の排除について、組織規程に制定されているか。

a

反社会的勢力の排除に関する教育が実施されているか。

b

反社会的勢力の排除に関し、ホームページに公開し、NFの取組みを周知しているか。

c

調査結果の分析に当たっては、コンプライアンスの「リスク度合いの見える化」を図り、今後重点的に取り組むべき項目の抽出を行うことができるよう、下記の評価方式を採用した。

コンプライアンスのリスク度合い = “リスク点数” × “未達成度”

(リスク点数と未達成度の積が大きいほど、コンプライアンスのリスク度合いが大きい)

※1. リスク点数 (R)

= [ (NF組織の危害の酷さ) + (選手等の危害の酷さ) ] × (危害の頻度)

「リスクアセスメント」の考えに基づく

JIS B 9700 (機械類の安全性—設計のための一般原則—リスクアセスメント及びリスク低減)

に準じ、危害の酷さを組織や選手に当てはめて、そのリスク点数により優先度の評価を行う。

※2. 「未達成度」の点数化は、便宜上 ○：0点、△：5点、×：10点 -：算出の対象から除外し

た。

(3) スポーツ・コンプライアンスに関する教育研修の現状と課題について

①次のスポーツ団体における体制と方法・内容を検討した。

- ・日本体育協会
- ・日本オリンピック委員会
- ・日本競輪選手会

②日本競輪選手会の選手を対象とし、新たに資料を作成して、「スポーツ・コンプライアンスとは」と題する講義を実際に行い、その応答を確認し、今後の教育研修の方法と内容について検討した。

③スポーツ・コンプライアンスに関する教育研修の中核となる「フェアプレイ精神」「スポーツマンシップとは」の素材について、文献・資料調査を行い、今後の活用を検討した。

(4) 不適切な事案が発生した場合の対応手順モデルについて

最近生じたコンプライアンス事案（巻末資料所収）の対応の実状について分析すると共に、それらを素材に研究員会議、有識者・調査研究協力者会議で、議論検討をし、良い対応手順、不適切な対応手順等について検討し、望ましい対応手順モデルと条件を検討した。

【実施体制】

(1) 研究員会議

- ・主席研究員：武藤芳照（スポーツ・コンプライアンス教育振興機構代表理事、東京大学名誉教授）
- ・主任研究員：上柳敏郎（同機構副代表理事、弁護士/東京駿河台法律事務所）
- ・主任研究員：櫻井康史（同機構理事・事務局長/弁護士/晴海パートナーズ法律事務所）

(2) 有識者・調査研究協力者会議（五十音順）

下記の有識者及び調査研究協力者（スポーツ・法律・コンプライアンス・教育等の実践家、教育・研究者、専門家）に参画いただき、スポーツ団体へのヒアリングに関わる調査項目・内容等の点検を担う第1次会議（①）とヒアリング結果とコンプライアンス事案の分析及び教育研修体制と不祥事発生後の対応モデルの検討を担う第2次会議（②）と、作業の都合上役割を分けて業務を推進した。

- 1 大橋 卓生（虎ノ門共同法律事務所 弁護士）②
- 2 小野 聡（メットライフ生命保険株式会社 スーパーバイザー）①
- 3 河合 純一（日本スポーツ振興センター スポーツ開発事業推進部 研究員）②
- 4 倉田 知己（JTBグループ本社 スポーツビジネス推進室 エグゼクティブプロデューサー）
- 5 工藤 保子（大東文化大学 准教授）②
- 6 小松 泰喜（日本大学 スポーツ科学部 教授）①
- 7 佐藤 照友旭（日体大総合研究所客員研究員）①
- 8 幕内 雅敏（医療法人社団大坪会 東和病院 院長/東京大学名誉教授）①
- 9 増島 みどり（スポーツ・ジャーナリスト）②

- 10 松瀬 学（日本体育大学スポーツ・マネジメント学部 准教授予定者）②  
 11 望月 浩一郎（虎ノ門共同法律事務所 弁護士）②  
 12 山本 博（弁護士／日本労働弁護団名誉会長）①

(3) 再委託先：有人宇宙システム㈱ / JAMSS

統括：奈良 和春（有人宇宙システム㈱有人宇宙技術部次長／JAMSS）

ヒアリング担当主任：志村 譲二（同 主幹）

支援協力：PCIソリューションズ総合研究所

（松角 浩海、照沼 直人、平野 沙耶）

3. 調査研究の結果と論考

(1) スポーツ・コンプライアンス違反事例について

巻末資料に示す『スポーツ界のコンプライアンス事案等資料集成』（1）（2）（3）に掲載されているコンプライアンス違反事例は、2014年4月のプロ野球選手の野球賭博事件から2018年3月平昌冬季五輪におけるスピードスケート選手のドーピング事件等に至るまでの主として報道資料、各スポーツ団体等のホームページ等からの公開資料等により、収集・整理したものである。

①競技種目と属性

各事案の競技種目と属性（選手、コーチ等）をまとめると以下の通りである。

野球	選手（プロ、高校生）
バドミントン	選手
バレーボール	チーム、監督、コーチ、高校生部員
大相撲	力士、観客、行事
サッカー	選手（プロ）、観客
柔道	役員、選手
バスケットボール	監督
競輪	選手
剣道	高校生部員
ゴルフ	選手（プロ）
レスリング	選手、指導者
水泳	選手、コーチ
ボクシング	監督、選手
カヌー	選手
陸上	選手、顧問教諭
スノーボード	選手
スキー	選手
スケート	選手

合計 18 競技種目の選手（高校運動部活動部員を含む）、監督、コーチ（指導者、顧問を含む）、観客、チームの事案であり、プロ選手、アマチュア選手両者を合わせて、多岐にわたる競技種目でコンプライアンス事案が発生していることが示された。

## ②不祥事の種類

事案の整理作業では、便宜的に、①ドーピング・薬物、②暴力、ハラスメント、③差別、④規則（マナー）違反、⑤賭博、⑥事故、⑦窃盗などの不正行為の種類としたが、個別の事案をさらに詳細に検討すると、次のような分類・領域・項目に分類された。

- ・体罰
- ・賭博、違法カジノ
- ・大麻使用
- ・交通事故（人身事故、飲酒運転、無免許運転、自損事故）
- ・差別的なヤジ
- ・政治的な思想を連想させる応援旗、帽子使用
- ・乱暴な行為（小突く、液体をかける等）
- ・暴力、暴行、傷害、器物損壊
- ・パワハラ・セクハラ
- ・わいせつ行為、売春行為
- ・窃盗
- ・ドーピング
- ・規則違反（不正会計、宿泊規則違反、主力選手を出場させない等）
- ・スコア改ざん

これらを総覧すると、「スポーツ界はいったいどのような世界なのか」と思わざるを得ないほど、犯罪行為、人権を侵害する行為、各種ハラスメント、不正行為等が数多く発生しており、現代社会の縮図の様相を呈している。

## ③対応組織

コンプライアンス事案が発生した時の各スポーツ団体等における対応組織は次の通りであった。

- ・内閣府公益認定等委員会
- ・連盟、協会、機構等理事会（全国、地方）
- ・日本学生野球協会審査室
- ・日本アンチ・ドーピング機構（JADA）
- ・所属企業

国の機関である内閣府公益認定等委員会は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 32 条」を根拠法令として平成 19（2007）年 4 月 1 日に設置された。公益認定等に関する申請等に対する処分、立入検査等を主な所掌事務としている。コンプライアンス事案の通告受理とそれへの対応は、本来業務として規定されているものではないと考えられる。

各スポーツ団体である連盟、協会、機構等の理事会が主体となって、個別のコンプライアンス事案

への対応を行っている事例が多い。

また、公益財団法人日本学生野球協会は、「学生野球の健全な発達に寄与することを目的」として、昭和 21 (1946) 年 12 月 21 日に発足され、昭和 28 年 (1953) 年に財団法人化、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日に公益法人化されている。

学生野球界の憲法とも言うべき「日本学生野球憲章」が制定されており、「第 7 章 注意・嚴重注意および処分」には、第 28 条 (注意、嚴重注意)、第 29 条 (日本学生野球憲章違反に対する処分)、第 30 条 (処分の種類)、第 31 条 (処分の手続き) が定められており、「第 8 章 学生野球団体の決定および日本学生野球協会の処分等に対する不服申立」の規則が定められている。

また、協会内では「日本学生野球協会審査室」(委員 8 名) が常設され、定期的に審査室会議が開催 (通常、年間 10 回程度) され、高校野球、大学野球における不祥事について審査し、処分を決定し、社会に公表している。

つまり、学生野球界には、コンプライアンス事案が発生した場合の対応のための根拠規程と手続きと組織が制定されており、現実的に稼働・機能し、速やかに事案の内容を審議し、処分の要否と種類・内容を決定し公表する仕組みが整備されていると評価される。

日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) は、平成 13 (2001) 年、それまでの国内におけるアンチ・ドーピング活動のマネジメントを行う機関として認定され、世界基準のアンチ・ドーピング活動を行っており、ドーピングに関わる事案が発生した場合に、各競技団体と連携しつつ、JADA が主体的に対応している。

スポーツ選手が所属する企業においては一つの企業として堅持すべきコンプライアンスがある。したがって、選手・チームの所属する各競技団体のコンプライアンス事案への対応と、所属企業の対応とが、緊密な連携・協力の下に整然と円滑に行われれば良いが、そうでない場合には、対応の仕方そのものに齟齬をきたしたり、必ずしも適正とは言えない対応に終わることがあり得る。

#### ④処分等

各コンプライアンス事案の処分を列記すると次の通りである。

A. 選手	謹慎、譴責、嚴重注意、失格、代表解除、登録抹消、登録停止、資格停止、出場停止、強化指定選手ランク引き下げ、タイトルはく奪、引退勧告
B. 指導者、役員、観客、チーム	譴責、指導停止、依願退職、辞任、停職、減給、制裁金、試合退場、入場禁止

軽い処分から重い処分まであり、根拠規程に基づいて決定されている事例もある一方、コンプライアンス事案が発生してから、そのために招集された理事会等の会議で「この程度の処分が適切」と判断されている事例も少なくない。また、処分の解除の規程と手続きがあいまいであり、「無期限の競技会出場停止」と処分された選手が、13 カ月で現場復帰している事例もあり、公平・公正な手続きと規程が望まれる。

#### ⑤更生プログラム、再発防止策

各コンプライアンス事案の更生プログラムと以後の同様の事案の再発防止策として実施されたものは、次の通りである。

- ・「スポーツ教室」参加
- ・清掃活動
- ・ボランティア活動、奉仕活動、社会貢献活動参加
- ・レポート提出
- ・特別指導訓練
- ・教育啓発冊子『Integrity of Sport (スポーツの高潔性)』の発刊・配布
- ・委員会設置(暴力問題再発防止、飲酒運転再発防止等)
- ・交通安全講習会

「スポーツ教室」に参加して、一般のスポーツ受講者や子供たちに、その競技の技術等を指導するのは、自身の行いを振り返り、反省しつつ、スポーツを愛することの大切さ、スポーツの価値や力を再認識するための良い機会となるであろう。ボランティア活動、奉仕活動、社会貢献活動に参加することも、スポーツが社会の多くの人々に支えられているからこそ、成立していることを再認識する契機となるであろう。

レポート提出、反省文の提出等で、自身の犯したコンプライアンス事案の行為、主な背景、要因を自己分析し、それ以後のスポーツへの取り組み姿勢を改めて定めるための手段となるであろう。

こうした更生プログラムは、大学か高校の学生・生徒の懲戒規程等にも含まれており、教育的配慮に基づく対応と言えるだろう。しかし、一方、形式的な実施になり得る脆弱さがあることは確かであり、大きな効果を生むためには、そうした活動内容に対する定期的な個別的観察と指導・教育が保証されていなければならないと考えられる。

日本競輪選手会が行っている「特別指導訓練」では、コンプライアンス違反と判定された選手たちを合宿形式で教育研修プログラムに組み入れる体制を整えている。しかも、合宿場所と日数が定められている。一つは、静岡県伊豆市修善寺の日本サイクルスポーツセンター内の宿泊施設・サイテル(4泊5日)を主体として、さらに重いコンプライアンス違反と判定された場合には、京都府宇治市にある黄檗宗(おうばくしゅう)大本山の寺院・萬福寺(まんぷくじ)／山号は黄檗山での特別指導訓練(5泊6日)となる。寺院の境内に隣接して一般向け研修施設の青少年文化研修道場を有し、一般人の座禅など修行体験が行われている。競輪選手の罰則訓練である「特別指導訓練」は、その施設で禅の研修として行われ、自転車の練習はもとより外部との接触も禁じられるため、選手からは「お寺行き」「恐怖の座禅修行」として恐れられているという。まさしく名は体を表わす「特別指導訓練」の形と中身となっている。

コンプライアンス事案が発生したことを契機に「事例から学ぶ」という基本姿勢と理念から、専門家の支援・協力も得て、教育啓発冊子を新たに、スポーツ競技団体で発刊、配布することは効果的である。

その企画・制作に至る過程での関係者の意識の向上効果と冊子体を介して得られる教育研修の効果の両者の相乗効果が得られるであろう。こうした発刊活動と共に公開の形でのシンポジウム、パネル・ディスカッション等の企画・実施も有効であろう。



委員会設置については、暴力問題再発防止委員会、飲酒運転再発防止委員会の事例が見られる。そのこと自体は了とするも、その委員会がどのような活動を企画し、実際にどのように具体化して効果を発揮するかが重要であろう。すなわち、委員会を発足したことで再発防止が成立したわけではなく、そこから事が始まるという認識が必要と考えられる。交通安全講習会の実施は、一つの有効な手段とみなされるが、毎年、選手、指導者、役員等は、新陳代謝が行われるのが常であることから、そうした講習・研修事業が恒常的に継続される仕組みが求められる。

## (2) スポーツ競技団体のガバナンス体制、コンプライアンス体制について

調査・分析の結果、大項目 1～8 の内、リスク度合平均の高かった項目（今後、コンプライアンス教育で特に重点的に取り組むべきとみなされる項目）は、以下の項目であった。

No.	大項目	中項目	小項目	リスク度合平均
1	8.NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン	(2)発生時の対応	□a 不祥事が発生した場合の、事実調査、原因究明、責任者の処分、再発防止策について、外部の有識者を含めた対応が可能になっていること	234
2	7.NF のインテグリティ（高潔性）に関するフェアプレーガイドライン	(4)暴力の根絶、セクハラ、パワハラ禁止	□a アスリートの基本的人権を尊重し、暴力を根絶して、セクハラ、パワハラを禁止することを明記した倫理規定、暴力根絶宣言を定め、必要な策を講じること	163
3	8.NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン	(1)危機管理体制の構築	□a NF における危機管理体制が構築され、危機管理マニュアルを策定し、具体的に実施されていること	156
4	7.NF のインテグリティ（高潔性）に関するフェアプレーガイドライン	(3)差別の禁止	□a 不合理な差別を禁止することを明記した倫理規定、差別禁止宣言を定め、必要な施策を講じること	90
5	同上	(2) スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の防止	□a スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為を防止することを明記した倫理規定、防止宣言を定め、必要な施策を講じていること	72

また、参考情報項目で、リスク度合平均の高かった項目は、下記の項目であった。

No.	大項目	中項目	小項目	リスク度合平均
1	A.個人情報の取扱いについて	(2) 緊急事態への準備	□a NF において個人情報の流失などの緊急事態が発生した時の対策が定められているか。	204
2	B.情報セキュリティについて	(1) 情報セキュリティについての基本方針	□a NF において情報セキュリティについて基本方針が制定され、関係者に対して周知されているか。	180
3	A.個人情報の取扱いについて	(1) 個人情報の取扱いについて基本方針	□a NF において個人情報の取扱いについて内部体制が制定されているか。	144

一方、リスク度合平均が「0」と評価された項目（体制がよく整備されている項目）は、次のものであった。

No.	大項目	中項目	小項目	リスク度合平均
-----	-----	-----	-----	---------

1	2. NF の会議体運営に関するフェアプレーガイドライン	(1) 会議体の権限分配	会議体の権限事項、社員総会や評議員会と理事会、各種委員会等の権限分配が明確に規定され、それぞれ実施されていること	0
2		(2) 会議体の構成の適正	<input type="checkbox"/> a 広くステークホルダー（利害関係者）の意見を反映するよう、会議体の構成員分布が配慮され、選出されていること（多様性）	0
3			<input type="checkbox"/> b 会議体の構成員に、会社役員、弁護士、会計士や学識経験者等、外部の有識者が選出されていること	0
4			<input type="checkbox"/> c 会議体の構成員等の任用基準、選任手続が明確かつ透明な規程になっており、当該規程に従い任用が実施されていること	0
5		(3) 会議体の手続きの適正	<input type="checkbox"/> b 理事がNFの運営状況を把握できるように、最低3か月に1回程度理事会が開かれていること	0
6		(4) 会議体における監督	<input type="checkbox"/> a 代表者、専務理事、事務局長等によるNF運営の内容について、理事会で報告され、監督を受けていること	0
7	3. NF の具体的業務運営に関するフェアプレーガイドライン	(2) 運営ルールの整備	<input type="checkbox"/> d 具体的業務運営に当たって、法律、税務、会計等の専門家サポートを積極的に受けて実施されていること	0
8		(3) 具体的業務運営の監督	<input type="checkbox"/> a 監事により各事業年度の計算書類等の会計監査、具体的業務運営の妥当性に関する業務監査が行われ、監査報告書が作成されていること	0
9	4. NF の会計処理に関するフェアプレーガイドライン	(1) 適正処理、公正な会計原理の実施	<input type="checkbox"/> b 職業的専門家による会計監査が行われ、会計監査報告書が作成されていること	0
10			<input type="checkbox"/> c 国庫補助金等の利用に関し、適正使用ガイドラインを遵守すること	0
11	6. NF の情報公開に関するフェアプレーガイドライン	(1) ウェブサイト等による情報抵抗	<input type="checkbox"/> a NF の機関設計が把握できる組織図、役員構成、各機関の責任者等の名前、経歴等をウェブサイト等で公開していること	0
12	7. NF のインテグリティ（高潔性）に関するフェアプレーガイドライン	(5) 安全性の確保	<input type="checkbox"/> a スポーツの安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じていること	0

また、参考情報項目で、リスク度合平均が「0」と評価された項目は、下記であった。

No.	大項目	中項目	小項目	リスク度合平均
1	B.情報セキュリティについて	(4) 機密情報の委託先の監督	<input type="checkbox"/> a NF において機密情報の外部委託が適切に行われているか	0

リスク度合の高かった項目（1. 不祥事発生時の対応、2. 暴力、セクハラ、パワハラの禁止、3. 危機管理体制の構築、4. 差別の禁止、5. 不正行為の禁止）については、今後、各スポーツ競技団体が管理運営、ガバナンス体制の改善を図る上で重点的に取り組むべき事項を表しており、また、役員、選手、指導者、利害関係者（ステーク・ホルダー）等への教育研修内容として組み入れるべき必須項目であることを示している。また、参考調査項目でリスク度合の高かった項目（1. 個人情報の取り扱い 2. 情報セキュリティ）についても、社会の動向に合わせて、管理運営体制を着実に改善す

る努力を行うと共に、役員、選手、指導者等がそれらの基本的知識を共有できるように教育研修内容に組み入れられるように工夫することが望ましいと考えられる。

各スポーツ競技団体におけるコンプライアンス対応で最も早急に整備しなければならない課題は、「不祥事発生の対応」ということが示された。

これら 10 団体のヒアリング調査が終了した後に、当該団体の内の日本水泳連盟 (A)、日本陸上競技連盟 (B) において、選手間の暴力事案 (A) と強化費の不正会計 (B) - 1 及び「パワハラ」とされた事案 B) - 2 が発生している。

A については、海外での連盟主管の強化合宿中の暴行であったにも関わらず、当事者 2 名共に、同一企業に所属していたこと等の理由で、所属企業の不祥事としての形となって公表された。通報の仕方、主体的対応組織のあり方、事実の調査・審議のあり方、処分の仕方等に大きな課題を残したと言わざるを得ない。

B-1 については、コンプライアンス事案の対応組織が必ずしも明確でない状況で資格停止処分がなされたが、事実の確認・処分に至る経過等は、公表されなかった。

B-2 については、強化委員長退任に至る背景、理由が不明瞭なまま、「パワハラ」という言葉が一人歩きしている感を抱かせる事態となっていた。

B-1、B-2 のいずれにおいても、コンプライアンス事案に対応する連盟内の正規の手続きと規則、公平・公正な位置づけの担当部署・委員会等が整備されていないことが大きな課題と考えられた。これらは、この 2 つのスポーツ団体に限らず、多くのスポーツ団体において、共通している課題と考えられる。

### (3) スポーツ・コンプライアンスに関する教育研修の現状と課題

#### ①スポーツ団体の教育研修体制

##### 【日本オリンピック委員会 (JOC)】

平成 30 (2018) 年度「JOC オリンピック強化指定選手インテグリティ教育プログラム 1.0」を策定し、JOC-NF 連絡連携会議にて公表した。各スポーツ団体は、このプログラムに参画することによって、それぞれに所属する JOC 強化指定選手への本格的なインテグリティ教育を実施することを計画・検討している。

このプログラムは、「オリンピック強化指定選手としての資質、インテグリティ (誠実さ、真摯さ、高潔さ) を高め、自らの価値、オリンピックの価値を守る知識と手段、正しい倫理観や道徳心を有するアスリートを育成する」ことを目的とし、JOC と NF が連絡・協力し合ってアスリートの行動変容に結びつけられるように働きかける理念と方針を掲げている。

その教育領域は、表 3 に示す 3 領域と内容である。

表 3 平成 30(2018)年度 JOC オリンピック強化選手インテグリティ教育プログラムの教育領域・教育テーマ

---

### アスリートのインテグリティに特化した教育プログラムを提供

1. 資質を高めるためのインテグリティ教育（人間力）
  - 「あるべき姿」「なりたい姿」「必要なスキル」への気付き
2. 自らの価値を守るためのコンプライアンス教育（法令遵守）
  - 国内・海外違法行為、世界の慣習、セクハラ、パワハラ、差別、暴力、八百長、賭博、薬物、危険ドラッグ
3. 自らの価値を守るためのリスクマネジメント教育（危機管理）
  - 反社会的勢力、交通事故、禁酒、喫煙、金銭トラブル、ギャンブル、交際関係、IT・SNS、飲酒、怒りのコントロール

- 
- ・アイスブレイク   ・メディアトレーニング
  - ・スポンサー契約   ・栄養学   ・外国語   ・肖像権   他

教育プログラムは、表4に示す8つのプログラムが計画されており、オンライン研修や講師派遣研修も含まれている。

表4 平成30（2018）年度JOCオリンピック強化選手インテグリティ教育プログラム1.0の内容と対象

---

#### 【①選手向け】

1. 基礎研修プログラム
2. 講師派遣研修プログラム
3. オンライン研修プログラム（Eラーニングポータルへ）

#### 【②指導者向け】

4. オンライン研修プログラム
5. 講師派遣研修プログラム（来週以降提供予定）

#### 【③ジュニア選手向け】

6. 講師派遣研修プログラム（来週以降提供予定）

#### 【④NF向け～運営体制～】

7. JOC-NF インテグリティ教育推進チーム
  8. JOC-NF インテグリティ教育勉強会
- 

指導者には、約4,000名のJOC強化スタッフ及びNF指導者等が含まれており、Eラーニングポータルを用いた教育研修方法が計画されている。

こうした教育研修体制と実施方法が、効果的に運用されるためには、対象となる選手・指導者等が「面白くて役に立つ」と実感できる教育素材、教育資材、講義形態・教育内容であることが求められる。したがってJOCとNFの連携に加えて、スポーツ教育に関わる多様な専門家の知識と技術と経験を集積して、そうした教育素材、教育資材を作成・工夫することが重要と考えられる。また、担当

する講師が、こうした教育的プログラムに適した人材（教育・研究者としての資質・素養と経験を有していること、スポーツ現場の状況を熟知していること、コンプライアンスに関わる知識・情報、事例に精通していること等）であることが必要であり、その質を担保するための人材育成体制の整備が求められるであろう。合わせて、それぞれの実際の研修内容について対象者・利用者である選手・指導者、競技団体等から「教育・指導評価」を受ける仕組み（大学等での「授業評価」のシステム）を構築し、それ以後の教育研修がより充実した形と内容で行われる双方向型、フィードバック型の教育体制が望ましいと考えられる。

## 【日本体育協会】

公益財団法人日本体育協会は、そのミッション「スポーツ宣言日本」（平成23/2011年）の中で、スポーツの社会的使命の実現を掲げており、（1）「公正で福祉豊かな地域生活」の創造への寄与、（2）「環境と共生の時代を生きるライフスタイル」の創造への寄与、（3）「平和と友好に満ちた世界」の構築への寄与を目標としており、とりわけ「公正」という言葉を冒頭に置き、フェアプレイ精神とルールを守ることの大切さを強調している。

それらの根源には、スポーツの価値を守り高め、スポーツの効果を通して、使命と目標を着実に実現しようという意思と希望が込められている。

したがって、具体的な活動の展開に当たっては、コンプライアンス教育、すなわちルールとフェアプレイ精神を守ることの大切さを伝え、広め、法令等遵守の徹底を図るべく、下記のようにそれぞれの対象に即したカリキュラム構成・内容の工夫を行っている。

### A. 公認スポーツ指導者育成（法令等遵守の周知徹底）

1. 「スポーツ指導のための倫理ガイドライン」の配布  
（平成25/2013年）
2. 資格カリキュラムの対応（共通科目「スポーツと法」を設定）
3. 有資格者研修の対応（必須テーマ「暴力をはじめとした反倫理行為根絶」を設定）

### B. スポーツ少年団の育成（法令等遵守の周知徹底）

1. 各種資料に「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を掲載（平成26/2014年～）
2. 指導者資格カリキュラムの対応（「スポーツ指導の倫理」を記載）
3. 有資格者研修の対応（テーマ「暴力のない適切な指導法」を設定）

### C. 広報活動に関してフェアプレイの行動と精神の浸透

1. 「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの推進（平成23/2011年）
  - ・フェアプレイ宣言者の推奨（受講者、参加者、役職者、関係者など）
  - ・壁新聞「フェアプレイ ニュース」の発行（小学校で掲出を依頼）
  - ・フェアプレースクールの実施
  - ・フェアプレイ大賞の表彰

これらの取り組みをさらに持続的に発展させ、支援、強化させるために、次のような体制整備も行っている。

1. 「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」の設置・運営（平成25/2013年～）

## 2. 「女性スポーツ委員会」及び「アンチ・ドーピング委員会」の設置（平成29/2017年）

今後はこうした教育・研修体制の下で適切かつ具体的な教育・研修活動（講義、演習、討論、課題レポート、経験談の発表、オンライン教育等）がより効果的に行われ、教育の質の保証のために、教育方法・教育内容、より具体的でスポーツ現場に理解しやすい教材の検討が望まれる。また、実際に教育・研修の講義等を担う講師・指導者の側の資質と能力の担保も重要であり、そうした講師育成のための教育・研修体制の整備・充実も喫緊の課題と考えられる。

### 【日本競輪選手会】

一般社団法人日本競輪選手会（Japan Professional Cyclist Union, JPCU）は、日本の競輪選手を会員とする組織であり、昭和26/1951年に結成されており、2318名（平成29年4月現在）の会員を擁している。

本会は、自転車競技法に基づいて登録された選手の適正な出場条件の確保並びに競技技術及び資質の向上を使命としており、競輪の公正安全の確保に関する事業や登録選手の指導訓練等、具体的事業を推進している。

本会の組織機構の中には、本部事務局の中に「事業部/指導訓練部」が設置されており、日常的に選手の指導訓練業務を担当する職員が配置されている。また、「選手指導訓練機構」が独立して設立されており、その中に「特別名誉講師」（1名）、「専従訓練トレーナー」（4名：訓練士、指導士の意味）、「技能訓練指導員」（64名）、「開催指導員」（43名）が配置されている。それらの教育・指導、訓練の質の保証のために、選手訓練指導機構内に、綱紀審議委員会、選手指導訓練中央委員会、開催指導員訓練トレーナーに関する資格審査委員会が設置されている。

実際の指導訓練は、全選手を対象とした「一般訓練」と特定の選手を対象とした「特定訓練」に大別して実施されている。後者については、（1）新人選手教育訓練（実施期間3泊4日）、（2）特別訓練（実施期間5泊6日）、一定以上失格回数を重ねた者、刑事罰を受けた者等を対象、（3）特別指導訓練（実施期間：5泊6日及び6泊7日）：違反点が一定以上超えた者及び、特別訓練の受講対象となる事由を一定以上起こした者、（4）未受講者訓練制が特定され、厳格な形式と方法で実施されている（巻末資料所収）。

また、「指導者体制の充実」が制度化されており、訓練トレーナー講習会、技能訓練指導員講習会等が計画・実施されている。

こうした教育研修制度の特徴は、

- ①競輪の「公正安全な開催」のために、選手の果たすべき責任と役割を認識・理解しつつ、関係諸規則の遵守と適正走行の維持奨励を図っていること。
  - ②「特定訓練」の形の完全合宿型の罰則訓練を徹底し、公正さと安全さを侵すような走行の防止に努めていること。
  - ③指導者の資質と能力の維持・向上のための体制整備と教育研修に努めていること。
- が挙げられる。

競輪という職業スポーツ、興行的特性等による工夫・配慮がなされていることは確かであるが、他のスポーツ競技団体におけるコンプライアンス教育の企画・体制・カリキュラム設定等に、参考

とすべきことが少なくないと考えられる。

また、公益財団法人 JKA（競輪とオートレース振興法人）には、「公正室」が常設されており、公営競技の一つとしての競輪が常に公正に実施され、選手が不正行為、社会的事件が生じた場合に、迅速・適正に対処すると共に、そうした事案が生じないような防止対策・啓発に尽力している。

各スポーツ競技団体のコンプライアンス教育の整備・充実に当たっては、こうした「公正室」や「コンプライアンス室」のような部署の新たな設置（単一の競技団体毎での設置・運営は容易ではないので、集合組織、統括団体での設置が現実的と考えられる）が望ましいと考えられた。

## ②「スポーツ・コンプライアンスとは」の講義

日本競輪選手会よりの依頼で、「スポーツ・コンプライアンスとは ～ルールとフェアプレイ精神を守る～」の教育講義を 2018 年 3 月 4 日（日）と同 19 日（月）の 2 日間にわたって別クラスを対象に、主席研究員武藤が行った（1 回目：30 名、2 回目：21 名対象）。これは、累積違反点が一定（90 点）を超える選手への罰則訓練（「特別指導訓練」）の一環で行われる再教育プログラムの一つであり、静岡県伊豆市修善寺にある C S C（サイクル・スポーツ・センター）内の研修施設サイテルで行われる完全合宿形式の訓練（巻末資料所収）である。

講義は、配布した講義資料に基づいてそれぞれ 50 分間行った。資料内容（巻末資料に所収）は、

1. 「スポコン」とは、2. スポーツの力と価値、3. イカロスの翼はいらない、4. まちがったトレーニング、体罰・暴力・暴言・ハラスメントをなくす、5. スポコン宣言、の項目について、基本的な考え方、具体的事例（良い事例、悪い事例：死亡事例）やスポーツ現場での名言・金言等を含めて、選手達が理解しやすく、面白く役に立つ知識・情報、エピソードを組み入れつつ、双方向型で行った。

2 回目の講義直後に、授業評価の目的で感想アンケート（巻末資料所収）を取ったところ、

(A) 理解度については、「よく理解できた」（28.6%）、「おおむね理解できた」（47.6%）」両者で約 4 分の 3 を占めていたが、一方「あまり理解できなかった」「理解できなかった」（各 4.8%）と 10 人に 1 人は理解が困難と回答していた。

(B) 特に興味・関心を持った項目としては、

1. 「間違ったトレーニング、体罰・暴力・暴言」（48.3%）、2. 「「スポーツの価値と力」（24.1%）  
3. 「イカロスの翼はいらない」（13.8%）、4. 「スポコン」（10.3%）、5. 「スポコン宣言」（3.4%）  
の順であった。

(C) もっと話を聞きたいと思った分野・項目については、

1. 「体罰・間違ったトレーニング」（36.1%）、2. 「ハラスメント」（12.5%）、3. 「暴力・暴言」（13.9%）、4. 「規則（マナー）違反」及び「賭博」（各々 8.3%）、5. 「八百長」（5.6%）、6. 「反社会的勢力との交際」（2.8%）の順であった。

(D) 今後のスポーツ・コンプライアンスに関する教材作りの参考資料や希望・アイデア等としては、

- ・「スポコンによって日本のスポーツを進歩させて欲しい」
- ・「エピソードがある話の方が頭に入ってくる」
- ・「エピソードは面白かったので良かったです」
- ・「イラストなどがあれば良いと思う」

- ・「スポーツ選手的美談をもっと沢山語って、フェアプレイの大切さを伝えられるようにしたらどうでしょうか？」
- ・「間違っただトレーニングの例の間違っている所を、具体的に説明した方がいいと思う」
- ・「競輪マンガ『ジャン』 ♪ すごいです！」
- ・『スラムダンク』『弱虫ペダル』

等の意見が寄せられた。

現場での選手達とのやりとりや生の感想、アンケート結果資料より、スポーツ・コンプライアンス教育に関する講義については、①大切なことをわかりやすく伝えること ②具体的事例（事件、事故）やエピソード（不祥事ばかりではなく良い事例、エピソード、美談も含む）を素材に多く組み入れること ③テーマ設定・構成に当たっては、「間違っただトレーニング・体罰」「暴力・暴言」「ハラスメント」や「スポーツの価値と力」「ドーピング」等を必須項目とすること。④随時、質問を投げかけたり、発表を求めたり、小レポートを記入したりといった双方向型の授業を意識すること ⑤パワーポイントか映像（実例の記録等）は、有効であるが、写真、図、イラスト、動画を主体にした方が理解しやすいこと。⑥授業評価のアンケート調査を行うことにより、振り返りを行うと共に、次の講義の準備や教材作りに役立てること 等が重要と考えられた。

### ③「フェアプレイ精神」「スポーツマンシップとは」の教育素材

コンプライアンス教育の根幹を成す「フェアプレイ精神」や「スポーツマンシップ」を理解しやすいように伝えるためには、良い教育素材を収集・整理して活用することが必要である。

平昌五輪（2018年2月）のスピードスケート女子500メートルで金メダルを獲得した小平奈緒選手。自身の競技直後、次のレースの邪魔にならないように観客に対して指を口に当て静粛を要請した光景があった。また、銀メダルを獲得した地元のヒロイン李相花選手に近寄り「チャレッソ！」（よくやったね）と声をかけ、肩を抱き寄せ合った場面は感動的であった。これぞフェアプレイ精神、スポーツマンシップの発露と言うべき美しい情景であった。

こうしたスポーツ現場での良いエピソード、美談を意識して収集し、正確に伝えていく努力が、結果としてコンプライアンス教育の質を高め、スポーツの価値と力を高めることになると考えられる。

古くは『平家物語』に描かれた那須与一の扇の的の物語があった。「沖には平家、ふなばたをたたいて感じたり。陸には源氏、えびらをたたいてどよめきけり。」と、見事な腕前に対してへの、公平な賞讃の態度は、後世のフェアプレイ精神やスポーツマンシップと同質であると考えられる。（水野忠文著『改訂 体育思想史序説』世界書院,1967年所収）。

一方、2018年1月、カヌー選手が、後輩でライバル選手の飲料ボトルに筋肉増強剤（メタンジェノン）を混入して「ドーピング陽性」を導いた前代未聞の「パラ・ドーピング」の事件が起きた。

「五輪出場への焦り」から自分を見失い、五輪に出ることだけを目的化して勝利と成功のためには手段を選ばない、相手への敬意（リスペクト）のかけらもない乱暴で身勝手なふるまいを起こした。フェアプレイ精神とは真逆の「ずる」「だます」「あざむく」「裏切る」「畏にはめる」等の行為が積み重なれば、コンプライアンスの保守が困難になるばかりではなく、スポーツへの信頼を失い、スポーツそのものの価値と力が損なわれる結果を生む。したがって、こうした強烈で印象的なコンプライアンス事案とその背景要因の分析を含めた教育や指導は、きわめて重要である。



今でこそ、子どもに大人気のくまのぬいぐるみの「テディベア」。その名前は、米国の第26代大統領（1905～1909年）、セオドア・ルーズベルトに由来する。ルーズベルト大統領は、趣味である熊狩りに出かけたが、獲物を捕ることができなかった。そこで、同行のハンターが、年老いた雌熊（傷を負った小熊という説もあり）を追いつめて仕留めるように、大統領に頼んだところ、「瀕死の熊を撃つのは、スポーツマン精神にもとる」と拒否したという話が伝えられている。

ハンティングの世界では、鳥を撃つ時は必ず空に飛んでいる場合に発射し、決して地上あるいは水上に降りている所はねらわないという心構えが語られている。そうした心構えについては、『論語』の中の一節「子釣（つり）すれども網（ながしづり）せず、飛鳥を戈（い）るも宿（ね）鳥を射ず」に相通じる（前掲書より）

「Be a hard fighter, and a good loser」（果敢なる闘士であればあるほど、その潔き敗者であれ）の言葉には、勝負に賭けるスポーツ選手が大切にしなければならない基本姿勢が貫かれている。

こうした精神を象徴するような各スポーツ現場での良い話、エピソードをそれぞれの立場で積極的に集めることが重要であると考えられる。そして、それらの素材を適切に整理して、教育対象に応じてコンプライアンスについて「面白く教えること」が求められる。

「教える能力というのは、面白く教えることである」（アルベルト・アインシュタイン）であるから。

#### （4）不適切な事案が発生した場合の対応手順モデルについて

##### ①規則の整備

各スポーツ団体において、必ず定款等の最も基本となる規則が設けられているが、コンプライアンスに関わる規則が整備されている団体は少ない。日本学生野球協会の「日本学生野球憲章」の例のように、当該スポーツの健全な普及と発展を願った国の憲法と同様の位置づけで理念を示し、その中に処分規程を盛り込む方式でも良いし、独立したコンプライアンス規程を実施することでも良いであろう。つまりは、拠って立つところの大元規則をまず整備することにより、コンプライアンス対応のすべての手続きと処分が合理的に進められると考えられる。

##### ②組織の整備

一般社会の企業等々は、「コンプライアンス室」「法務室」「コンプライアンス担当部署」等が常設され、事案・相談窓口、審議、調査、処分等の一定手続きと基礎作業を行っている例が多い。各スポーツ団体で、そうした「室」や部署を有しているところは少ないが、前述したように、複数合同団体、統括団体で、こうした組織を設置して運営していく対応は検討の余地があろう。

##### ③処分の種類

実際に発生したコンプライアンス事案における処分の種類と内容・量定は多様であり、スポーツ団体としての、ある一定の整合性か統一性、共通性を有しているとは言い難い。

当事者にとっても良く理解でき、納得できる処分に関わる規程があらかじめ公開されていて、一つひとつの個別の事案に適正に適用して、ある処分の種類と内容、量定が決められる方式が望ましいと考えられる。その場合、例えば「有期の処分」がいつ、どのような条件が整えば、どのような手続きにより「解除」されるのかといった条文整備も必要になる。処分の決め方、実行の仕方、その解除の仕方についても、常に公平・公正であるべきである。

##### ④担当委員会規程

委員会構成員の人数、立場、専門性等を総合的に勘案しつつ、連盟・協会・機構等の組織内部から適正な人物に委嘱する。

その委員会の任務・機能は、事案の調査（事実の確認）、審議（処分の要否、処分を行う場合の内容と量定、付帯条件等）、当事者からの弁明の付与、結論の上申・報告等である。

構成員については、法律家（弁護士、大学法学部教授等）、女性、教育行政、ジャーナリスト等の様々な視点と見解が得られ、公平・公正な結論に結びつく配慮が必要である。

#### ⑤処分の機関決定の手続き

担当委員会からの上申・報告を受けて、当該連盟・協会・機構等の組織で、主に理事会（常務理事会等の執行機関を経ることもあり得る）で機関決定を行う。この際、根拠規程の内容に合致していること、確認された事案に基づいて適正な手続きが踏まれていること、全ての審議決定に至る経過が文書で残されていること等が守られている必要がある。

#### ⑥当事者への通知

処分の要否、処分される場合には、その内容・量定・付帯条件等について、文書に認め、担当役員より通知すると共に、「不服申し立て」を希望する場合の条件を示しておく。

#### ⑦不服申し立ての手続き

処分決定の通知を受けた当事者が不服申し立てを行う場合には、第一には当該連盟・協会・機構等のスポーツ団体へ。次いで、不服申し立てに対するスポーツ団体の決定になお不服がある場合には、スポーツ仲裁機構に対して、前項の処分の決定・軽減を求めて手続きが行うことができる旨を明示しておく必要がある。

#### ⑧その他必要な規程と手続き

上記は、いずれのスポーツ団体にもおおむね共通するであろう対応手順モデルであり、各スポーツ種目・団体に固有の事情・条件等も当然あり得る。したがって、それぞれの競技団体の特性に応じて、必要な規程と手続きをさらに工夫して整備する。

こうした処分に関わる基本姿勢として重要なことは、コンプライアンス事案への対応に当たって、スポーツ団体は犯罪者を取り締まる警察官や検察官等の役割や立場ではなく、あくまでスポーツの「ルールとフェアプレイ精神を守り、スポーツを愛する人々とスポーツとスポーツの価値を守り育む」ために、その業務・活動を行うという認識である。

## 4. 事業の総括

上記事業（調査研究）の結果を総括すると、下記のようにまとめられる。

- (1) 近年（2014年4月～2018年3月）のスポーツ・コンプライアンス違反事例を収集・整理したところ、計18競技種目の選手、監督・コーチ（指導者、顧問を含む）観客、チームに関する事案であり、体罰、賭博、違法カジノ、大麻使用、交通事故、政治的思想を連想させる応援旗・帽子使用、乱暴な行為、暴力・暴行・傷害、器物破損、パワハラ・セクハラ、わいせつ行為、売春行為、窃盗、ドーピング、規則違反、スコア改ざん等、実に多岐にわたっていた。

それらの対応組織も様々であり、処分の種類・内容についても、軽いものは謹慎、譴責、厳重注意から、失格、登録抹消、引退勧告、停職、制裁金等の重いものまで、程度も内容も多様であった。また更生プログラム・事後対応についても、ボランティア活動等への参加等、教育的プログラムから合

宿形式の特別指導訓練、専門委員会の設置まで様々であった。

(2) スポーツ競技団体のガバナンス体制、コンプライアンス体制について、10スポーツ団体に対して、「NF組織運営におけるフェアプレイガイドライン」の項目・内容(8大項目)と情報管理等の項目・内容(3大項目)、計11大項目について直接ヒアリングを実施して調査したところ、今後、コンプライアンス教育で特に重点的に取り組むべきとみなされる項目としては、次のものが挙げられた。

- ①危機管理：不祥事が発生した場合の対応のためのの体制づくり
- ②暴力の根絶、セクハラ・パワハラ禁止
- ③危機管理マニュアルの策定
- ④差別の禁止
- ⑤不正行為の防止

これらに加えて、下記の項目の必要性が示された。

- ⑥個人情報の取扱い：緊急事態への準備
- ⑦情報セキュリティについて基本方針の策定
- ⑧個人情報の取扱い：内部体制の制定

(3) スポーツ・コンプライアンスに関する教育研修の現状と課題について、日本オリンピック委員会(JOC)の「強化指定選手インテグリティ提言プロジェクト」、日本体育協会のコンプライアンスへの対応、日本競輪選手会の指導訓練体制について検討したところ、教育の質の保証のために、教育方法・内容、より具体的でスポーツ現場に理解しやすい「面白くて役に立つ」教材の作成、実際に教育・研修の講義を担う講師・担当者の資質と能力の担保のための人材育成体制の構築と教育用教本の作成等が必要と考えられた。

また、日本競輪選手会の事例のように、専門の教育・指導部署や選手再教育のための合宿形式の指導研修プログラムも検討の余地があると考えられた。

(4) 不適切な事案が発生した場合の対応手順モデルと条件について、近年発生したコンプライアンス事案、関連資料等を参考に整理したところ、

- 1. 規則の整備
- 2. 組織の整備
- 3. 処分の対象
  - 1) 犯罪行為
  - 2) 人権を侵害する行為
  - 3) ハラスメント
  - 4) 不正行為
  - 5) 情報倫理に反する行為
  - 6) その他のコンプライアンス違反
- 4. 処分の種類
- 5. 担当委員会規程：構成員、調査(事実の確認)、審議(処分の要否と内容)、当事者からの弁明の付与
- 6. 処分の機関決定の手続き
- 7. 当事者からの不服申し立ての手続き

#### 8. その他、必要な規程と手続き

が対応手順のモデルと条件であり、それらを基本として各スポーツ団体の特性に即して整備することが必要と考えられた。

#### 5. 提言

本事業の実施結果から、日本のスポーツ界のコンプライアンス体制の整備とスポーツの価値を守り育てるために、次の3点を提言したい。

- (1) 各スポーツ団体のコンプライアンス事案に関する専門的対応と教育研修を担当する「コンプライアンス・オフィサー」(IOC オリンピック・アジェンダ 20+20 の提言中、13 に所収) の人材育成制度の構築を図ること。
- (2) コンプライアンス教育に活用できる選手、コーチ等にとって、「面白くて役に立つ」教材及び講師・指導陣向けの教育用教本の企画・制作を推進すること。
- (3) コンプライアンス事案発生時の適切な対応についての通報・相談窓口の体制・整備を図ること。



## [巻末資料]

1. 再委託先 有人宇宙システム（株）よりの「事業完了報告書」の概要  
（一般社団法人スポーツ・コンプライアンス教育振興機構まとめ）
2. 『スポーツ界のコンプライアンス事案等資料集成』 1  
平成 29（2017）年 7 月
3. 『スポーツ界のコンプライアンス事案等資料集成』 2  
平成 30（2018）年 2 月
4. 『スポーツ界のコンプライアンス事案等資料集成』 3  
平成 30（2018）年 3 月
5. コンプライアンスに関する主な対応について（日本体育協会）
6. 日本競輪選手会の教育研修体制 資料
- 7 - 1 日本競輪選手会 平成 29 年度 第 12 回特別指導訓練（於 サイテル）  
- 2 講義資料「スポーツ・コンプライアンスとは  
- ルールとフェアプレイ精神を守る -」武藤芳照  
- 3 『講義の感想についてのアンケート』
8. IOC 『オリンピック・アジェンダ 2020 / 20+20 提言』